

競技会における宣伝・広告の媒体について

日本水泳連盟および、その加盟団体が定める競技会において、公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則第6条第1項第1号要領（以下参照）を厳守することが求められております。

しかし、各種全国大会等においてなかなか選手に浸透していない状況が見受けられるため、本資料において規則違反等に該当する例を示すこととします。

【公益財団法人日本水泳連盟競技者資格規則第6条第1項第1号要領】

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷ついたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。

(1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること

また同様の内容を日本水泳連盟ホームページ内でも『選手・コーチの皆様へ』と表し、案内しています。
https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/rule_01_2.pdf

ここでは、メーカーのロゴ・マークの数について具体的に説明させていただきます。

マークの種類/用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	その他のものについてよい大きさと数
自分の氏名、エントリーした所属団体の名称・マーク、国旗・国または地域等の名称やマーク、公式・公認競技会のマークや本連盟が認めたもの	競泳は50cm ² 以内で1カ所。 競泳以外の競技は大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。
メーカーのロゴ・マーク	メーカーロゴまたはマークは30cm ² 以内で1カ所。(注1)	メーカーロゴは40cm ² 以内で1カ所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてもよい。	メーカーロゴは20cm ² 以内で1カ所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてもよい。
事前承認されたスポンサーロゴ	30cm ² 以内で1カ所。	40cm ² 以内で1カ所。	20cm ² 以内で1カ所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらの商標名は相互に隣接して置くことはできない。

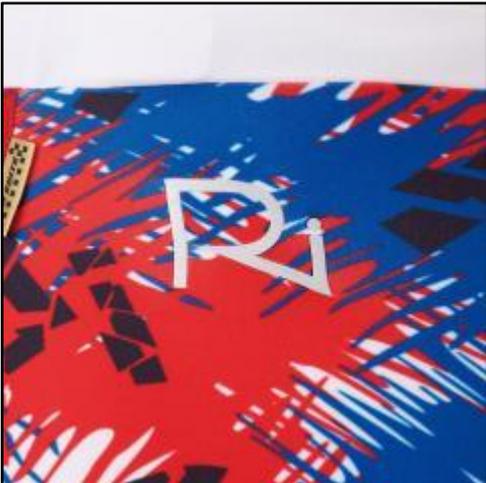
・MIZUNO社のEXER SUITS1 (エクサースーツ) について



近年、多くの選手が男女問わず着用しているのを見受けられます。

この水着は競泳競技選手の練習用水着を想定され制作されているため、競技会用を想定しておりません。そのため、このような左図のようなタグが付いている場合、競技会で着用はできません。使用する場合は、このタグを切り取る必要があります。

・ MIZUNO 社の Ri コレクション等について

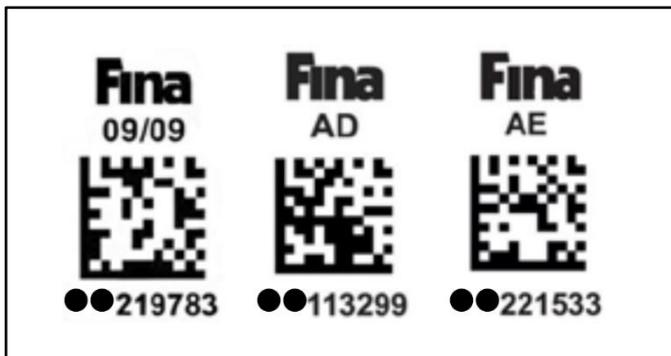


有名選手とのコラボ商品も販売されており、左図のようなブランドマークが入った水着も流通しております。

こちらにもブランドマークが見えている状態での使用は不可となります。ブランドマークをテーピング等で隠して使用してはなりません。

その他にも過去より発売されている有名選手等のコラボ商品として、メーカーロゴとブランドマークの両方がデザインされた水着は競技会では使用できません。

・ FINA マークの有無について



AQUA (FINA) マークが入っている水着については、競泳競技において使用可を示すものであり、マークがないことによって、飛込競技の競技会で使用できないということはありません。

飛込選手が使用している水着の多くは、競泳選手の練習用水着として販売されているものが多く、競技会での着用を想定していないものばかりです。上記の内容および本連盟が案内している『大切なこと』(前述 URL 参照) をご確認ください。

以上